

(奥尻町災害対策本部条例)

○奥尻町災害対策本部条例

改正昭和 58 年 3 月 17 日 条例第 10 号
平成 8 年 3 月 14 日 条例第 9 号
平成 19 年 3 月 12 日 条例第 7 号

昭和 38 年 4 月 1 日
条 例 第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、奥尻町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（副町長）は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(対策部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めたときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 17 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 14 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日条例第 7 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。